

平成 2 4 年度 第 1 回高知県人権尊重の社会づくり協議会

議 事 録

日時：平成 2 4 年 1 0 月 1 9 日（金） 1 4 時 3 0 分から 1 6 時 2 0 分

場所：オリエントホテル高知 2 階「松竹の間」

- 1 開会
- 2 副部長挨拶
- 3 新任委員紹介
- 4 議事
 - (1) 議事録署名人の選任
 - (2) 議題
 - ア 人権に関する県民意識調査について
 - (ア) 人権に関する県民意識調査（速報）の報告について
 - (イ) 人権に関する県民意識調査「クロス集計」の提案について
 - イ その他
- 5 閉会

開会（司会：久保人権課課長補佐）
副部長挨拶（松岡文化生活部副部長）
委員紹介

議事進行を会長に移行

（会長）

はい。島田でございます。

それでは日程に従いまして、議事を進めてまいります。ご協力をよろしくお願いいたします。

まず議事の1番目は、議事録署名人の選任でございますが、私の方から指名させていただいてようございますでしょうか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議ないようでございますので、今回の議事録署名人を永田委員さんと半田委員さんをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、議事の2、議題のアの「人権に関する県民意識調査」についてです。

まずは人権に関する県民意識調査の速報について、事務局から報告をお願いいたします。

ア 「人権に関する県民意識調査」について

(ア) 人権に関する県民意識調査（速報）の報告について

(事務局)

人権課長の白石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
座って説明させていただきます。

資料 1 の「人権に関する県民意識調査(速報)」の方をご覧ください。
なお、資料 4 にあります平成 14 年度版の「意識調査結果のあらまし」と併せてご覧いただければ、より分かりやすいかと思しますので、よろしくをお願いいたします。

まず 1 ページ目、「調査の概要」でございます。今回の調査は、県内 20 歳以上の県民 3 千人を対象に郵送形式で回答を求めました。1,351 人から有効回答がありまして、回答率 45% でございました。前回、平成 14 年度調査と比べますと 4.9 ポイントの減となっております。

それでは調査結果の数値をご報告いたします。

まず最初に、4 ページの「属性」についてでございます。

特徴を述べますと、年代別で「60 歳代」と「70 歳以上」を合わせると、50.4% となりまして、60 歳以上の高齢者が回答者の半数を占めているということになっております。

また、職業別では「無職」の方が 27.1% と最も多くなっております。

居住地域別では「高知市」が 42.6% で最も多くなっております。

次いで、5 ページの「基本的人権の周知度」について「知っている」と答えた方は、78.8%。「知らない」と答えた方は 18.7% でございました。

前回「知っている」と答えた方が 86.1% であり、7.3 ポイントの減。「知らない」は前回 12.1% であり、6.6 ポイントの増となっております。

その基本的人権が尊重されている社会と「そう思う」人は、22.6%。「いちがいにはいけない」が 61.8% となっています。「そう思わない」は 11.6% でございました。

前は、「そう思う」が 20.3% でございましたので、2.3 ポイントの増。「いちがいにはいけない」が 67.8% で、6 ポイントの減。「そう思わない」は 9.9% で、1.7 ポイントの増でございました。

次に、6 ページの「人権意識の変化」についてでございます。

4～5 年前に比べて「高くなっている」と「そう思う」方が 16.9%、「いちがいにはいけない」が 31.5%。「そう思わない」が 26.8% でご

ございました。

今回は、「わからない」という設問も設けまして、その回答が 17% となっております。

前は、「そう思う」が 27.4% でございましたので、10.5 ポイントの減。「いちがいにはいえない」が 44% でしたので、12.5 ポイントの減。「そう思わない」が 22.4% で、4.4 ポイントの増となっております。

次に、7 ページの「関心のある人権問題」といたしましては、これにつきましては、資料 2 の図表を参考にしてご覧いただければ分かりやすいと思います。

今回は、「高齢者」の割合が最も高く、47.4% でございました。次いで「障害者」42.7%、子ども 36.3%、「インターネットによる人権侵害」33.2% の順番となっております。

また、県独自で設定をいたしました「震災における風評被害等による人権侵害」につきましては、31.9% でございました。

前は、「障害者」「同和問題」「子ども」「高齢者」等の順番になっておりました。

次に、8 ページの「人権が侵害されたと思ったこと」が「ある」人が 28.4%、「ない」人の割合が 68.4% でございました。前は「ある」が 31.6% で 3.2 ポイントの減、「ない」は 66.4% で 2 ポイントの増となっております。

人権侵害された内容といたしましては、9 ページをご覧ください。「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が、54.9% で最も高く、次いで、「名誉・信用のき損、侮辱」が 27.3%、「パワーハラスメント」が 20.6% の順番となっております。

前は、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」、それから「名誉・信用のき損、侮辱」、そして「プライバシーの侵害」の順番でございました。

次に、「人権が侵害されたと思ったときの対応」といたしまして、10 ページをご覧ください。

「何もしなかった」が 37.8% と最も高く、次いで「家族、親せきに相談した」27.3%、「友人、職場の同僚・上司に相談した」26.8% の順番となっています。

前は、「家族、親せきに相談した」、次いで「何もしなかった」、次いで「友人、職場の同僚・上司に相談した」の順番でございました。

続いて、11 ページの「同和問題」に移りまして、その中の「同和地区や同和問題を知った時期」では、「小学生のころ」が最も高く 42.8%、次いで「中学生のころ」24.5% となっています。

前回も「小学生のころ」「中学生のころ」の順番でございました。

また、「知らない」につきましては 2.1%でした。前は 1.4%でございました。

次に、12 ページの「同和地区や同和問題についてはじめて知ったきっかけ」については、「学校の授業で教わった」が 30.9%で最も高く、次いで「家族から聞いた」が 28.0%、「おぼえていない」が 10.1%の順番となっています。

前は、「家族から聞いた」「学校の授業で教わった」「学校で友達から聞いた」の順番となっております。

次に、13 ページの「同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがあるか」につきましては、「気にしたり、意識したりすることはない」が 53.0%と最も高かった一方、「結婚するとき」に 30.3%が気にしたり、意識したりするとの結果が出ています。

前は、「意識しない」が 45.7%でございましたので、7.3 ポイントの増。「結婚するとき」が 34.3%で、4.0 ポイントの減でございました。

続いて、14 ページの「同和地区出身の人との結婚について」は、「子どもの意志を尊重する」が 44.9%、「子どもの意志が強ければ認める」が 23.3%となっています。また、「絶対に結婚を認めない」は、5.1%でございました。

次に、15 ページの「同和問題の解決方法」につきましては、「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」が 37.1%で最も高く、次いで「行政が、差別意識をなくし人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」が 35.9%、「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」が 30.9%の順番となっております。

前は、「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」が 1 番。2 番が「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」。3 番が「行政が、差別意識をなくし人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」の順番でございました。

16 ページの「女性」に移りまして、「女性に関する人権上の問題点」といたしまして、「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押し付ける」が 36.4%と最も高く、次いで「ドメスティック・バイオレンス」が 29.9%、「職場における差別待遇」29.6%の順番となっております。

また、「女性が多い職業で非正規職員が多い」は 23.2%でございました。

前は、1 番が「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押し付け

ること」、2番が「女性ということで意見や発言が無視されること」、3番が「職場における差別待遇」の順番でございました。

その「女性の人権を守るために必要なこと」につきましては、17ページをご覧ください。

「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」が、70.8%と飛び抜けて高くなっております。これは前回も同様でございました。

次に、18ページの「男女の雇用機会均等について」でございます。「男女の均等採用を促進する」が45.5%と最も高く、次いで「昇進・昇格の機会を男女同一とする」41.3%、「女性に配慮した職場環境の整備を行う」が24.1%の順番となっております。

前回は、「募集・採用時に男女平等に採用する」、次いで「昇進・昇格の機会を男女同一とする」。それから「職場の会議等には、男女ともに参加する」という順番でございました。

その「仕事と家庭を両立するために行政はどのようなことに力を入れたらよいか」につきましては、19ページをご覧ください。

「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」が75.0%と、これも飛び抜けて高くなっております。前回も「育児・介護休業制度の導入を促進する」が飛び抜けて高かったようになっております。

次に20ページの「子ども」に移ります。「子どもに関する人権上の問題点」としては、「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」が68.2%と最も高く、次いで「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」が67.4%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が63.4%の順番となっております。また、「児童買春や児童ポルノ等が存在する」も42.1%となっていました。

前回は、「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受けること」が1番、2番が「保護者による子どもへの虐待」、3番が「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」の順番でございました。

次に、「子どもの人権を守るために必要なこと」につきまして、21ページをご覧ください。

「子どもに、他人に対する思いやりを教える」が37.5%と最も高く、次いで「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」が33.5%、「教師の人間性、資質を高める」が32.7%の順番となっています。前回もこれは同様の順番でございました。

続いて、22ページの「子供が虐待されていると知った場合の対応」

として、「児童相談所に通報する」が 19.2%で最も高く、次いで「市町村役場や福祉事務所などに通報する」が 18.9%、「警察に通報する」が 13.2%の順番となっています。また「確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない」は 12.4%でした。

今回は、「児童相談所や福祉事務所、警察、民生・児童委員などに連絡する」の形で質問をしております、今回の質問をその形でひとまとめにいたしますと、今回は 61.1%となりまして、前回の 52.3%を 8.8 ポイント上回っていることになっております。

次に 23 ページの「高齢者」に移ります。

「高齢者に関する人権上の問題点」としまして、「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」が 45.7%と最も高く、次いで「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない」が 33.3%、「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている」が、31.5%の順番となっています。

今回は、「アパートなどの住宅への入居や就労が高齢者ということだけで制限されること」が 1 番、2 番が「道路、乗物、建物等でバリアフリー化が図られていないこと」が 2 番、「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っていること」が 3 番の順番でございました。

その「高齢者の人権を守るため必要なこと」につきましては、24 ページをご覧ください。

「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」が 50.9%で最も高く、次いで「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」が 44.1%の順番になっております。

今回は、「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」が 1 番、2 番が「気軽にいつでも何でも相談できる体制を整備する」、3 番が「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」の順番でございました。

次に 25 ページの「障害者」では、「障害者に関する人権上の問題点」といたしましては、「就労の機会が少ない」が 65.7%と最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受ける」が 46.6%、「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」が 36.6%の順番となっております。

今回は、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が 1 番、2 番が「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が 2 番、「外出時に交通機関の利用が不便なこと」が 3 番の順番でございました。

その「障害者の人権を守るために必要なこと」につきましては、26 ページをご覧ください。

「就労の支援や働く場の確保を図る」が 53.8%と最も高く、次いで

「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」が 45.8%の順番となっております。

今回は、1 番が「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」、2 番が「住居の確保や就労環境を整備する」、3 番が「訪問介護や通所介護などの生活支援を推進する」の順番でございました。

次に、27 ページの「エイズ患者・H I V感染者・ハンセン病元患者等」の方に移ります。

「エイズ患者・H I V感染者に関する人権上の問題点」では、「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」が 40.0%で最も高く、次いで「医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われる」が 38.3%、「学校などにおけるいじめや入園が拒否される」が 36.8%の順番となっております。

今回は、1 番が「医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われること」、2 番が「地域社会における排斥や悪意のある噂が流されること」、3 番が「マスコミによりプライバシーが侵害されること」の順番でございました。

その「エイズ患者・H I V感染者の人権を守るために必要なこと」につきましては、28 ページをご覧ください。

「エイズ患者・H I V感染者について、正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する」が 62.6%と最も高く、次いで「学校等でエイズに関する教育を充実する」が 49.3%となっております。これは前回も同様の順番でございました。

また、29 ページの「ハンセン病元患者等に関する人権上の問題」では、「怖い病気といった誤解がある」が 43.5%と最も高く、次いで「偏見により差別的な言動をする」が 37.7%、「家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける」が 36.6%の順番となっています。

その「ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なこと」につきましては、30 ページをご覧ください。

「ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する」が 64.0%と最も高く、次いで「学校等でハンセン病に関する教育を充実する」が 39.2%となっています。

次に 31 ページの「外国人」に移ります。

「外国人に関する人権上の問題点」としては、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」が 35.4%と最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受ける」が 33.5%、「アパートなどの住宅への入居

が困難である」が 29.7%の順番となっております。

前回は、1 番が「就職・職場で不利な扱いを受けること」、2 番が「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受けること」、3 番が「アパートなどの住宅への入居が困難なこと」の順番でございました。

次に、「外国人の人権を守るために必要なこと」につきましては、32 ページをご覧ください。

「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」が 37.5%と最も高く、次いで「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」が 37.1%、「外国人の持つ異文化に対する理解のため県民に向けた教育・啓発活動を推進する」が 30.9%の順番となっております。

前回は、1 番が「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」、2 番が「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」、3 番が「外国人の持つ異文化に対する理解や人権尊重に向けた啓発活動を推進する」の順番でございました。

次に 33 ページの「刑を終えて出所した人」に移ります。

「刑を終えて出所した人に関する人権上の問題」といたしましては、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在する」が 54.3%と最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いをする」が 43.7%、「悪意のある噂が流される」が 41.5%の順番となっております。

その「刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なこと」につきましては、34 ページをご覧ください。

「社会復帰しやすい環境づくりを確保する」が、51.7%と最も高くなっています。また「犯罪の種類や刑の重さによって違うので、何とも言えない」が 38.9%となっていました。

次に 35 ページの「犯罪被害者等」では、「犯罪被害者とその家族に関する人権上の問題」としては、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」が 52.8%と最も高く、次いで「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」が 49.7%、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」が 48.9%の順番となっております。

次に「犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと」につきましては、36 ページをご覧ください。

「犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う」が 37.5%、次いで「犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する」が 36.9%、「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」が 32.0%の順番とな

っております。

次に、37 ページの「インターネットによる人権侵害」では、「インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題」としまして、「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」が 71.9%で最も高く、次いで「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」が 61.2%の順番となっております。

その「インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと」につきましましては、38 ページをご覧ください。

「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」が 59.4%と最も高く、次いで「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」が 44.4%となっています。

次に 39 ページの「人権啓発」でございます。

「人権意識を高めるための啓発方法」として、「テレビ・ラジオ」が 59.4%と最も高く、次いで「新聞」が 36.6%、「講演会・研修会」が 30.6%の順番となっております。

これは前回も同様の順番でございました。

次の 40 ページの「人権教育」ですが、「人権を尊重する心や態度を育むための教育について、学校においてどのような教育を行ったらいいか」につきましましては、「すべての児童・生徒が『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」が 66.6%と最も高く、次いで「障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める」が 39.3%。「『差別をすることは悪いことである』という意識を持たせる教育を進める」が 38.1%の順番となっております。

前回は、「すべての児童・生徒が『自分の人権』について考えるような教育を進める」が 1 番、2 番が「障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める」、3 番が「すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める」という順番でございました。

最後の 41 ページの「人権尊重の社会実現のため必要なこと」につきまして、「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」が 64.0%と最も高く、次いで「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」が 34.6%。「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」が 29.6%の順番となっております。

前回は、1 番が「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」、2 番が「県民自らがボランティア活動などを

通じて人権意識を高める」、3番が「行政が人権尊重の視点に立ってさまざまな施策を行う」の順番でございました。

以上が今回調査の速報値の概要となります。この速報値の結果につきまして、委員の皆さま方から専門分野のアドバイスやご意見などをお伺いし、報告書作成に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞ協力の程よろしくお願いいたします。

(会長)

はい。ありがとうございました。ただいま今年の8月から9月にかけて実施をいたしました、人権に関する県民意識調査の速報についての報告がありましたが、ご質問も含めて、委員の皆さま方のご意見をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(委員)

ちょっといいですか。2点ほど。

(会長)

はい。

(委員)

この調査のやり方ですが、回答率40何%ですね。非常に低い回答率ですがね。それと同時に高齢者という、世代の高い人の回答率が高いということですが、20歳代、30歳代ほど、その辺の一番知りたい所が若干欠落をしているという。これは調査方法の反省点、その他あると思うんですけども、ちょっとそれが残念に思うということと、これは、事務局の方でもいろいろ反省はしていると思いますが。

それと全体に、前回の調査とのコラボですけど、どうですか。県民の人権感覚というものが、あらゆる個々の問題について、ちょっと改善しているかどうかという印象はどうですかね。私個人としてみたら、若干、賽の河原の石積みじゃないですけど、何回やっても同じかなと。これ以上進まないのかなという印象は持っています。もちろん、個々によって違うと思います。

それから、時代的な背景が非常にありますね。例えば高齢者の虐待とか、幼児虐待とか、それから世情を騒がしたような関心度というものは、それほど高いわけですね、感じがね。

ちょっとそのように、印象を全体に、皆さん方委員の中の人も含めて、感想があれば、ぜひ聞いてみたいなど。以上です。

(事務局)

そしたら事務局の方から。半田委員さんのご質問のお答えになるかわかりませんが、数字の上から言わせていただきますと、まず 45%、低いということで、私どもも反省をしております。

この回答をしてくれた方、後ろの端に自由記載欄というのがあるんですけれども、やはり高齢の方が、途中で挫折したと。質問の数が多いとか、それから質問がやはりちょっと理解できなかったというような、メモ欄にそういうことを書いておられる方が多くおいでました。

そういう点で、やはり人権問題としての設問が難しかったかなという感じは、自分たちとしても持っておるところでございます。

これは、前回との比較という形でやらせていただきましたので、そこら辺りは、私どもも、経年変化を見たいということがございましたので、それは致し方ないかなとも思っておるところでございます。

それと、高齢者の方が多いということでございます。

高知県の 20 歳以上の人口比で見ますと、60 歳以上の方が 46.7%おいでますので、大体それに近い数字ではないかなということで。20 歳以上になりますと、どうしても高齢者の方が必然的に多くなってくるというのは、高知県の現状ではないかというふうに思っておりますので、そういう数字を反映したのかなというふうに考えております。

全体的に、人権感覚についてのご感想ということですが、4～5 年前と比べてどうかというのは、やはり数字が悪くなっています。半田委員さんが言われたように、現在かなり時代背景といいますか、そういうものがやはり、ここへ出てきたのではないかなというふうに、私どもも感じておるところでございます。

(会長)

ようございますでしょうか。

(委員)

それともう 1 点。

毎回、この調査を、私も何回もなんですけども、この種の調査は、非常に本音と建前が見分けにくいわけです。

例えば、「同和問題」ですね。建前では、ほとんどの人が差別はいかんと言っておると。これは若干、結婚問題だけ出ていますよね。そういうときに感じると。それから、「女性差別」の問題にしても、特に差別の問題について、本音をどの辺まで伺ったらいいいのかなと。この調

査の数字で、非常にその辺が。

これは受け取り方ですから、私の感想ですけど、毎回この調査の度に、そういうような気がするんです。傾向としては、ある程度分かって、県民の本当の本音というのは、人権感覚、その辺、若干この調査では、如何なものかなという気がしております。以上です。

(会長)

先ほどの課長さんのご指摘の中で、我々のこの場での意見等を反映して報告書を作るというお話でしたが、報告書のイメージというのは、どういうふうな形なんですか。

(事務局)

最後の方で、言おうかと思ったんですけども、これは、人権施策を推進していく上の基礎資料ということで、意識調査を実施いたしました。

それで、来年度になりますけど、『人権に関する実態の公表』という冊子を新たに作ります。そこで、この調査の結果を出して、それからいろんな課題ごとの人権侵害がありますので、そういう事例も出して、それに対する施策というものを、どうするかという形のものの冊子を来年作りたいと思っています。

そういう形で、この資料を活かしていきたいと思っております。

(会長)

ほかにご意見、どうぞ。

(委員)

この調査にあたって、広域圏別に調査されていますよね。これには何か意味があるんですか。

(事務局)

地域別ということですか。

(委員)

そうです。

(事務局)

大体、県民世論調査なんかも大体こういう形で、広域別で捉えてお

るので、男女別、年齢、職業別、それからこういう地域別という形になっておりますので、それに従っておるということでございます。

（委員）

このパーセンテージというか、人数ですよ、調査の対象の年齢の方の広域圏というのはバラバラですか。

（事務局）

3千人を選ぶ時は、ちゃんと人口別に割り振りまして、それで地域地域で、順番に系統立てて、間隔をおいて人を選んでおるという、そういう選び方をしていますので、全市町村から選ぶようにしております。

（委員）

分かりました。

ただ私、自分の出身地から言わせてもらおうと、もう半数以上が高齢者ですので、若者の割が薄くなるのかなという気はしました。

（会長）

若干、関連する面がありますけども、24ページの「高齢者」の所ですが、高齢者の所で、交通手段の整備がトップにきているのは、前は37.5%、かなり大きく数字が違ってきておりますけれども、この調査圏域の対象者数というのは、大体前回と同じですか。地域ごとのバラつきは。

（事務局）

地域ごとのバラつきは、大体前回と同じくらいだと思っております。

今回、いろいろ中山間地域における県政などの課題というのが見えてきておまして、その観点から、皆さんの関心が高くなったのではないかなという気もいたしておりますが。

（会長）

はい、どうぞ。

（委員）

21ページの「子どもの人権を守るために必要なこと」の中で、「教師の資質等を高める」ということが、かなり期待が高いということで、

ちょっとびっくりしたんですけれども。

今日、ご出席の事務局の方々を見ていますと、教育委員会からはどなたもおいででないというふうに思われる。

(委員)

おいでしていますよ。

(委員)

あっ、良かった。

ぜひ、部局を超えて、横の連携を保っていただきたいというふうに思います。

ここに並んでいらっしゃる、それぞれの部局へ、この報告書が回されると思うんですけれども、そこでの活用がそれぞれの項目で、どれくらい活かされるかということに結び付くと思いますので。ぜひ、その連携ということを大事にしていきたいというふうに思います。

それともう1つ。障害者の所で、これはまだ、世間の理解がこの程度だと思うんですが、バリアフリーとかユニバーサルデザインとかいうのは、すごく上位に出ているんですけれども、実は、最近は発達障害という、見えない、あるいは理解されていない障害のことが、非常に新聞紙上にも載るようになりました。

それから、精神障害、内部障害とか、見えにくい障害のこともありますので、もし報告書に余裕がありましたら、身体障害だけではなくて、障害者の苦しみはいろんなところにあるということも書き添えていただけたら、理解が深まるんじゃないかというふうに思います。以上、2点です。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

私がやっていることをちょっと。

H I Vの高知大学医学部のチームの一員なんですけども、今、H I Vの問題として県が取り組もうとしているのが、介護とか保護をしている施設の職員の支援というんですか、そういうことに取り組みたいということで、ついこの間、お話があって、大学の方でできるかどうかを聞かれたんですけども。

今のところ、H I Vの患者さんで、まだそれほど高齢化が進んでい

ませんので、これが 10 年、20 年経ちますと、そういう施設で H I V を扱わなければいけなくなる時代になってくるんだと思います。

高知県には、H I V の中核の施設が大学だけでして、ほかの所も一応名前は連ねていますが、どこもやってないというのが現状です。なかなか、そんな現状をあまり県民の方も知らないんじゃないかと、いうようなことを思っています。

それからもう 1 つ、犯罪被害者のことですけれども、これも絡んでいまして、ついこの 9 月くらいに、早期支援団体というのに認定されましたので、警察の捜査と同時に支援が始まるという形になってきます。

続けて、被害者の方をカウンセリングしてくれないかという要請があって、大学の方で、総合診療部の「心のケア外来」という所で、2 件カウンセリングを始めましたけれども、ここは、無料でやっているカウンセリングです。ところが、ほかのそういう支援団体があるにも関わらず、ほかにはそういう方をどこも扱えない。病院へお金を払って、保険医療でしかできてないという、これもちよっと心もとないなと。犯罪被害者のそういう心のケアに関する支援については、ちよっと心もとないなと思っています。

それからあとは、もう 1 つ、女性問題ですけれども、僕はソーレという所で、共同参画センターで男性相談、男性の相談だけを聞いているんですけども、この中には、随分加害者が含まれていまして、その県の施設では、1 回きりの相談になってしまいますので、仕方がなく、大学の方で、心のケアという形で長期にカウンセリングするというようなことを、D V の加害者を引き受けざると得ないというような状況があります。

なかなかそういう専門家を育てることは、難しいとは思いますが、加害者のカウンセリングをするという観点も大事なことでと思っています。

大体 3 年くらいかかって、やっとあきらめてくれるというか、別の関心を持って社会へ戻ってくれるような状況です。

調査方法は、なかなか難しいと思いますが、少し内容を専門的なものも含めて調査できる形にしてほしいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

ちょっと僕ばかりになって、申し訳ないけどね。先ほど、地域別のなにをどなたか質問がありましたね。

これは、回答の4ページの欄で、回答者数と構成比率とありますね。地区別、職業別のそれぞれに、皆さんの中には回答率よね、それは分かっているでしょう、分析で。それから、そのことによっても、多少どの程度の関心度というのか、人権感覚の問題、あるいは行政指導とか、地区別に出てくる、地域差の温度差が。それもちっと知りたいなと思って。だからどの地区が一番回答率が悪いかなとか、こういう行政にその他やってるんじゃないかなという気も、うがった見方もできるわけですよ。

それは数字は出ているでしょう。これは、公表するかしないかは別として、どうですか。

(事務局)

あとでまだ説明せないかんのですけど、クロス集計がまだできてないです。それは、この報告書の時はクロス集計をさせて、資料として出ますので、それはその時には分かると思います。

(委員)

これはぜひ、今後の行政指導の中でも、職業別、何別、地域別はやっておいたらいいですよ。大体、こういう行政がしっかりしてない所は低いはずやき。関心の少ない所は、そういう内容がまた資料に使えますからね。決していじわるな。公表できなければ、事務局でもって担当課でそういうような資料にしていきたいと、そういうことですな。

(委員)

半田委員が、調査のことをだいぶ言いましたけど、ダブルスタンダード、なかなか本音と建前、難しいだろうと思いますけども、非常にこういう意識調査の綿密な調査では、こういう回答を得た後で、延長調査、もう一回きちっと電話で確かめるなり、面接するなりということ、全部には無理かもしれませんけど、ある一定の方の回答について確かめるようなこともできないのでしょうか。なかなか特定するのは難しいかもしれませんけど。

やはり、どうしても、「はい」とか「いいえ」とか、こう答えたら好ましいという回答が出ている場合は、どうしても歪められるというか、

大きく歪むということがありますので、その歪んだ回答をする人を、少し見分けるような尺度というんですか、そういう質問も入れて、それこそ修正するような手続き、そういう方法も。心理学の研究ではそういう方法も必ず、建前ばかり言うような人の歪みを修正するようなことをやるんですけども。それも考えていただきたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(事務局)

今の、委員さんに対するお答えにはならんかと思いますけども、今回、我々、3千人を県内で20歳以上の不特定多数になりますけど、全然分からんという形にはなりますので、後追いというものはちょっとできないというところは、このやり方で仕方がないかなと思います。

ただこれ、広く浅く、こういう意見をとりましたので、あとをまた所管課の方で、それぞれ当事者の方とか、そうでない方たちの意見をお聞きするという調査もできます。

今回は、あとで言おうかと思ったんですが、一応、「女性」と「高齢者」についてはちょっと数字上、調査票上で、当事者と当事者外との意識の違いみたいなのは出せると思いますので、そういうのは一回出してみたいなとは思っています。

それ以外のいろんな課題の分については、またそれぞれの所管課の方で、この資料なんかに基づいて、またそれぞれ調査をしていただいたらというふうに思っております。

(会長)

はい。

(委員)

そうですね、この調査を何のためにするのかというところが、非常に重要かと思うんですね。

これは、10年単位ということで、非常に長期的な視線に立って、こういう意識を一定把握しておくということは、それはもちろん事実として重要なんだけど、これをどういうふうに活かしていくのかというところが、すごく重要だと思っております。

結果を見ると、それほど、やはり意識が高いところというのは、変わってなくて、ポイントも順位もそれほど変わらないのかなという

のが、全体的な印象なんですけれども、もう少しこれを見て、じゃあ何に県として力を入れていったらいいんだろう、というところを掘り下げるのに、どういうふうに使っていくのかというところが、すごく重要だと思っています。

そういう意味では、各課の話になるかなと思うんですけれども、もう少し細かく意見を吸い上げるという調査なりというものが、やはり全体的に必要なだろうなということは思います。

このためには、「何をすればいいと思いますか」とかいう質問があるわけですが、具体的に、例えば「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」、それはその通りで、理想的なのは明らかなんだけど、「じゃあ何をすればそうなると思いますか」というところを、もう少し細かく把握して施策に活かしていくというところがないと、やはり毎年調査をするということは重要だけれども、変わっていかないと思うので、細かい意見を吸い上げるという調査も、各課の話になると思いますけど、されていったらいいかなというのが感想です。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

これ、10年に1回ですわね。

(事務局)

今回は、たまたま10年に1回になりました。

(委員)

いや、今、委員さんのご質問を聞いていたら、要は調査してからあとで、これを結果についてどうこうじゃなしに、調査する前にこういう項目で、こういうやり方でというのが、事前にここへ諮られておれば、今言うような意見は、ほとんど、手直ししてやれば、あまりそんな問題は、出なかった問題がたくさんあると思いますよ、今聞きよったら。

だから10年に1回くらいやったら、皆さんの声を聞きちよいてからやった方が、やり方もこういうやり方にしますよというのを、修正してやっておったらよかったんじゃないかな、というのが私の感想でございます。

(会長)

前回の会で、一応やり方とか何人にどういう方法でという、手法とかは、説明がございましたですね、設問のやり方も含めて。

(委員)

もう 1 点いいですか。

(会長)

はい。

(委員)

例えば、19 ページの「仕事と家庭の両立」の話ですけど、この設問は職業別の人数を見ていたら、なかなか、例えば、農林漁業とか商工サービス業、自由業、専業主婦とか学生、無職というのがたくさんおりますので、要はこの設問は、勤め人だったらピタッとする設問ですね。勤め人以外の人なんかでは、なかなかこの設問では答えにくかったんじゃないかなという気はします。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

この調査項目の中で、「分からない」というのが、べらぼうに高いのが 3 項目。「エイズ」と、それから「ハンセン病」と「外国人」ですね。

ですから、これは分からないというより、限りなく知らないに近いんじゃないかと思いますが、私は。ですから何かこう、普及・啓発の時に一工夫、ここは加える必要があるんじゃないかなという気がいたします。

(委員)

私も、このアンケートと県の施策との擦り合わせっていいですか、こういうところでは、県ではどのような施策をとっているのかというのを、どこかで繋いでいく必要があるのかなと思いました。

それと、前回も確か、私言ったと思うんですけども、この総合的なアンケートの中では、なかなか難しいってことを確かお伺いしたかとは思いますが。

やはり当事者の方のアンケート、多分そこのアンケートの結果と、多分、そうでない方との想像で答えたのと、どこがどう違うのかとかいうのも、今後の施策の参考になるんじゃないかと思いますので。

例えば、先ほどH I Vであったりとか、なかなかアンケートをとるのが難しいかもしれませんが、例えば外国の方のアンケートであるとか、当事者の方のアンケートをとってみて、やはりちょっと外から見ている自分たちとはちょっと違うなというところが出てくると、多分そこに対しての施策が、ひょっとしたら薄くなっているのかもしれないので、それをまた活かしていただけたらいいかなと思います。

(会長)

それは後の、クロスの関係でも若干出てきますでしょう。

(事務局)

はい。クロスの中で、女性と高齢者については、若干そういう試みをしようかなというふうに思っております。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

でも、分野がそこが多いですからね。

(会長)

そうしましたら、関連がありますので、次の議題の方にいきましょうか。

そこでもまた若干手戻りして、ご質問・ご意見、出ようかと思いますので、次にまいります。お願いします。

(イ) 人権に関する県民意識調査「クロス集計」の提案について

(事務局)

それでは、資料3の「人権に関する県民意識調査『クロス集計』の提案」をご覧ください。

通常の各設問ごとにおけます、男女別・年齢別・職業別・地域別のクロス集計と平成14年度調査との比較、それから平成19年度に行っております、内閣府の人権擁護に関する世論調査との比較をクロス集計させていくこととしておりますが、それに加えて、今回、次の設問間のクロス集計を考えておりますので、皆さまにちょっとご提案をいたしまして、ご意見をお伺いしたいと思います。

まず、問の 1-1 の「基本的人権を知っている人、いない人」が、問の 1-3 の「関心のある人権課題」についてどう考えているか。また問の 12-1 の「人権啓発」、問の 12-2 の「人権教育」、問の 12-3 の「人権尊重の社会の実現」についてどう考えているかをクロスさせてみたいと思います。

これにつきましては、例の 1 としまして、その資料 3 の 3 ページから 4 ページに、大体こんなイメージですという表を添付しましたので、まだこれは、かちつとしたものではございませんが、例としてご覧いただければ参考になるのではないかと思います。

次に、問の 1-4 の「人権侵害をされたと思った人となない人」が、問の 1-3 の「関心のある人権課題」や、問の 12-1 の「人権啓発」、問の 12-2 の「人権教育」、問の 12-3 の「人権尊重の社会の実現」についてどう考えているかをクロスさせて、意識の違いを見てみたいというふうに考えております。

それから次に、問の 2-1、「同和地区や同和問題を知らない」を選択した人の場合、その年齢層、男女別、職業別はどうなっているかというのを見てみたいというふうに考えております。

次に、問の 2-3 で、「同和地区や同和地区の人を気にしたり、意識したりしない」を選択した人が、問の 2-5 で「同和問題を解決するために何が大切だと考えているか」をクロスさせまして、そうでない人との違いを見てみたいと考えています。

次に女性の場合、問の 1-4 の「人権侵害をされたと思ったことがある人となない人」では、問の 3-1 の「人権上問題があること」や、問の 3-2 の「人権を守るために必要なこと」の質問に対する回答がどうなっているかをクロスさせたいと思います。

また、問の 3-1 の女性に関する事柄で「人権上問題があると思われること」や、問の 3-2 の「人権を守るために必要なこと」の質問に対する回答について、男性と女性の意識の違いを見てみたいというふうに考えております。

次に、問の 4-3 の子どもが虐待されている場合、「何か行動を起こしたいが、どうしたらよいか分からない」「確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない」「自分には関係ないので、特に何もしない」を選択した人の年齢層、男女別、職業別がどうなっているかをクロスさせてみたいと思います。

これにつきましては、例の 2 としまして、5 ページから 6 ページに大体のイメージができる表を添付しております。これもまた参考にさせていただきたいと思います。

最後に、70 歳以上の場合、他の年齢層との比較や男女別では、問 5-1 の「高齢者の人権上問題があること」や問 5-2 の「人権を守るため必要なこと」について、どう考えているかをクロスさせてみたいというふうに考えております。

以上で、私どもの提案でございますが、委員の皆さま方から、クロス集計のこういうものをクロスさせたらいいんじゃないか、というご提案があれば、ご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただ今の提案につきまして、ご意見・ご質問ございましたら、どうぞ。

内田さん、先ほどのご発言は、このイメージと合致していますか。

(委員)

そうですね。これは、基本的なものかなと思うんですけども、やっぱり、委員さんもおっしゃっていたように、先の資料 1 の所に若干戻ってしまうんですけども。

13 ページなんかの、例えば「同和地区の地区や地区の人ということに気にしますか」という所で、「気することはない」人に対してクロスをかけるという、何が必要かというのをクロスをかけるというのがあるんですけど。でも「気にする」という人が、例えば、結婚する時とか人を雇う時とかってというのが、あるわけですね。でも、それは結婚する時の何を気にしているのか、人を雇ったら、その時の何が危惧されるのか、みたいなところがやはり重要なんじゃないかなと思うがです。

それを突き詰めていくと、でもそれはそんな危惧じゃなかったね、みたいなことも分かってくるんですけども、このくらいの回答だったら、ちょっと次の施策をとっていくのに、本当に痒い所にいかない、人を雇うときに、「そしたら差別をしないようにしましょう」くらいで終わっちゃっても、全然。

人の気持ち、理論的に、今、感情的になっているところを理論的にどこが危惧されるのかっていうのを細かく、こういうので分かっているかないと。そこが本当に、「なるほど自分の認識が違っていた」とかいうところに落とし込めていけるようなものにしていかなくゃいけないんだけど、なんとなく、ざくとした回答になっているので、クロ

スですね。

(会長)

本調査に対する回答で、それ以上のクロスがなかなか。さっき言われたような、そこまでのクロスは、なかなか回答じゃ出てきませんね。

(委員)

気にしていない人に、解決策というのは、なんだろうと。気にしている人が何か解決策っていうか、自分が気にしている所をもう少し出した方が、次の解決策に結びついていけるんじゃないかなというのは、ちょっとこれを最初見た時に思ったんです。

だって、結婚とかっていったら、人じゃないですか。それを結婚というカテゴリーだけで、その時に何か障害があるみたいな形で言うのは、ちょっと違うのかなと思ったんですけど。分かります？

人と人のことであるのに、結婚という枠というものにしちゃうと、ちょっと違うのかなと。結婚する時にちょっと差別があるんじゃないかなとか、気にしちゃうなという人がいたら、じゃあ、結婚したらどういうことが危惧されるから、結婚というものに対して危惧するんですよという、そのところが分かると、次に具体的に繋がるんじゃないかなと思いました。

そこまでいくのは次の段階ですか。

(会長)

いや、多分、そこまでやろうとしましたら、一項目だけで、この調査と同じくらいの手間暇がかかりますから、一般的な世論調査とかいうことになると、まずはこういう回答を見せるもんじゃないかなという気がしますけど、どうですか。

(事務局)

今、委員さんが言われたように、例えば結婚に関する事柄で、その人が次の問いに対してどういうふうな考えを持っているのかというのは、同じような形で見れますので、そういう形では、どういう回答者が、どういう考えを持っているのかというのは、クロスする、次々かけていったらできると思いますが、やはり、この回答では、そこまでが限界だと思います。それ以上をやるんでしたら、また、それなりの質問の形を構えてやらないと、なかなか無理かなというふうに思っております。

(委員)

回答書の中に記述はない、意見とか聞くような。

(事務局)

その他という項目はありますが、それ以上はないです。

(委員)

それがあれば、ある程度ね、分かる。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

全然話を戻しますが、資料 1、「子どもの虐待を知った場合」には 6 割を超える人が、市町村とか児童相談所とか警察とか、公的な所に連絡するという姿勢は持っていますね。

ところが、10 ページの「人権侵害をされた時にどうしましたか」という問には、警察とか法務局とか県や市町村役場という役割は、いかにも小さいというような気がしますのですが、その相談件数等は、このところ伸びてますか、あるいは少なくなっていますか。何か統計がございますか。

(事務局)

それぞれの課題になってきますので、それぞれの課の流れになります。ちょっと今日ここではなかなかお伝えできませんです。

(委員)

会長。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

それで、あとのスケジュールですよ。どんなような運用をして、どうもっていくか。従来だったら、教育委員会とか各課が、それぞれに配布して各施策に活かすということですが、それは従来の手法ですよ。

ただし、これは意見ですよ、この資料を活用するというのは、なか

なか「こんな資料いらんわ」いう声も一部にあるわけですから。「差別なんかない」やいう声も聞きますわね。

ずっと見てたら、何年か、もう 3 回目になるんじゃないかな、このデータ、長いから。

法律とか制度、これによって、例えば男女の雇用均等法とか、いろいろな職業、そういうので改善していく部分はあると思うんですよね。

これは、もっともっと行政として、制度なり予算なり、そういうもので解決していくと。

あとちょっと、ここで読んでおもしろかったのは、各ボランティア活動とか交流、そういうものによって人権感覚を養っていくという傾向は、随分増えてきたんです、昔と比べたら。

例えばボランティア活動とか、子どもの身体障害者との交流とか外国人交流、そういうものは、昔に比べたら増えてますわね。効果の問題ですよ。だから、制度、法律、予算とか、そういうような行政上で進めていく必要性ですよね。これと同時に問題は、ソフトの面ですよね。

これを見てみたら、啓発、教育・啓発。これは当たり前のことですよ。教育・啓発いうたら、解決方法として。

で、一步進めるなら、教育・啓発のために、子どもたちなり、いろんな人が人権の交流とか、早い話で言えば、差別される人の痛みが分かる、足を踏まれた人の痛みが分かるような、そういうようなやり方というものをどのように進めていくかということ。これが一番大事なところですよ。男女雇用均等法とか職業差別とか、そういうものは、ある程度期待できるけれど。その辺のところをずっと打ち出していかなきゃ、これは何回やっても同じですよ。

だから、10 年前。その前の委員もなにやったですけど。もっともっと、成果を待つ如しで、中には進んでいっていますけど、流れを見た時に、なんかこの辺で、行政課題として大きに取り組むとか。

例えば、学校教育でいうたら、具体的に、高知県の教育は学力向上もさることながら、不登校やいじめ、これが絶対ない高知県にするとか、そういうような大きな柱がなければ、その資料の価値は全然意味がないです。ただやって済ませて、と思いますが、皆さんいかがですか。

そこは、しょっちゅう腹がたって、はがゆくなってくるわけです。

今、稲田先生が言いましたが、どうのように活かしていったら、どうすりゃあと。高知県の人権を日本一にするとか、そういうようなこ

とにぜひ活用する方法を考えてください。そして委員さんの意見も聞いてくださいという、お願いです。

(事務局)

せっかく、いいことを半田委員さんに言っていただきまして。先ほど、これの意識調査に基づいて人権に関する実態の公表を来年度作りますと言いましたが、それと同時に、私どもは、人権尊重の社会づくり条例というような県の条例がありまして、それに基づいて、人権施策基本方針というのを各課題ごとに方針を立てています。

その基本方針につきまして、今回の調査結果に基づきまして、見直しを行いたいというふうに考えております。

この基本方針は、平成 12 年にできたものでございますので、全国で一番古い基本方針となっておりますので、これの見直しをやっていきたい。

そのためには、また、この協議会でかなりご議論・ご協議をいただかないかんというふうに思っております。

それが、来年度以降、ぜひ私どもが取り組みたい、半田委員さんの、大きなあれにはならんかも分かりませんが、人権課といたしましては、そういう取り組みを考えております。

(会長)

先ほどの内田さんのご発言とか、あるいは稲田副会長のさんの発言にも、どう対応していくか、なかなか難しい面がありますけれども、関係各課が一堂で一回検討するなり、相談するなりしてみて、またその結果を教えてください。

(委員)

すみません、一つ。

(会長)

はい。

(委員)

もう言われたのかもしれませんが、この資料 3 の所の 5 ページで、子どものクロスが書かれているんですけども、こういうやり方をほかの分野でもされるということですか、女性でも。これは子どもさんだけ。

(事務局)

これはあくまでも例でございますので、もっと分かりやすい形のもので出せるものがあつたら、もしこういうのを出していただきたいというものがあれば、出せるようにいたします。

(委員)

ありがとうございます。全部するのかなと思って。

例えば、女性の人権の所ですけども、これはぜひ年代別をクロスかけてもらいたいなと思います。

結構、アナウンサーの方なんかでも、若い人は、「いや、そんな差別なんかされたこと、ありませーん」みたいな感じのコメントを出される方もおいでるので、多分、年代によって、そういう体験のない方、もしくは、そうじゃないと思われる方もおいでるかもしれないので、年代別をぜひお願いしたいです。

(委員)

よろしいですか。

(会長)

どうぞ。

(委員)

この、過去の調査との比較、いうてありますわね。この 8 項目は、過去に調査をしちゅう項目ですか。

(事務局)

私が先ほど説明をする時に、前回はどういうふうな形でしゃべった所が、過去の調査と同じところでございます。

(委員)

ほんなら、ここって言ゅう (1) から (8) までのうちで、比較できるものもあるがですか。

(事務局)

(1) から (8) でしたら、これは大体全部、過去の調査と比較できます。

(委員)

できる？はい、分かりました。

(委員)

今のご質問に関連してなんですけど、高知県ならではの、という部分で、内閣府の人権擁護に関する世論調査とも比較というふうにご説明をいただきましたけれども、それは、どの項目について比較ができるのかということと、高知県の特徴的な部分が、もし今お分かりになっておられるなら、その部分を教えていただきたいなと思います。

(事務局)

過去の調査というのは、14年度にやった調査、1回限りでございまして、平成元年と昭和56年に、これは同和問題だけの継続してやってきた、これは高知県独自になろうかと思えますけども、高知県独自と言いますか。

あと国の方の平成19年にやりました、内閣府の調査とも若干比較する部分がありますので、特に高知県でどうのこうのというところはないです。そういう他県との、14年をメインにして、あとは内閣府の調査と比較するくらいのものでございます。

(委員)

それを具体的に、その項目について全国と高知県のデータを比較できるという部分はないですか。

(事務局)

あんまりはないですけども、例えば基本的人権の周知度とか、そういうところは、全国版と比較したりすることはできるんですけど、あまり多くはないと思います。

(委員)

いわゆる人権課題は全部一緒よ。平成12年に同対法が廃止されて、7つの人権課題というのができたのが12年やから。それから14年に調査をやって、国の19年のやつは全部の項目が入っているはずやから。

(事務局)

細かなやつが、なかなか対比しづらいところがありますので。

(委員)

細かいことというのは、それはそうです。流れとしては分かるはず
です。全国の流れとしては。

(事務局)

対比できるところは、対比していきたいと思っております。

(会長)

ようございますか。ほかにございませんでしょうか。

(委員)

このクロスの、6 ページ、最後のページですね。職業別の「子ども
が虐待をされているのを知った場合の対応」いう所で、学生の欄があ
りますよね。これは、「児童相談所に通報」が、学生が一番多いんです
けども、「学校、保育所」に0（ゼロ）%になっている、これは一体ど
ういうことなんですか。学生だったら、一番身近な学校に相談する、
先生に相談するとか。

(事務局)

すみません。学生さんの母数が14ということでございますので、そ
こら辺りが、そんなに統計のあれに出ちゅうかどうかちょっと、疑
問なところがあります。

これはあくまで、例示でございますので、あまり極端に数字の出る
ようなものであれば、かえって誤解を与えるようなものがあれば、そ
れは、載せるのはちょっとおかしいなと思っておりますので。まだち
よっとそこは検討させてもらいたいところはあります。

(委員)

ただ、学生はちゃんと児童相談所に、相談所に相談に行くっていう
のが一番多いですね、むしろ大人の方より。そこら辺は、やはり学校
でいろいろ教育がなされているんじゃないかなとは思いますが。学
校との信頼性がどうかというのはあります。

(会長)

はい。

(委員)

すみません。クロスの意味がよく分からないかなと思うところがありました。

例えば(5)の「女性」の場合、人権が侵害されたと思ったことがある人となない人との、女性問題についての意識の違いの分析というので、女性の問 1-4 の「人権が侵害されたと思ったことがある人となない人」が、問 3-1 の「女性の人権問題についてどう考えるか」ということが、一応書いてあるんですけども、問 1-4 で「人権侵害がある」と答えた人っていうのは、さまざまこれはあるわけですよ。かげ口だとか、あるいは犯罪行為とか悪臭被害とか、そんなものも含めて人権侵害があるという人となないという人が、女性の人権問題についてどう考えるかというのと、クロスするという意味がよく分からなくて。

例えば人権侵害で、悪臭、騒音等の公害にあったことがあると思った人が、女性の人権についてどう考えているのかというのを調べて、どういう意味があるのかなというか。

ちょっとクロスの意味が、何を把握したいのかがよく分からないです。

(事務局)

もう少し細かく、言えばよかったんですが、問 1-4 で特に女性に関する侵害のところで、かなり詳しく考えたところが、セクハラとかパワーハラとかストーカー行為とかの部分のあった方が、どういうふうな人権上の問題とか、人権問題に必要なのかどうかということをお聞きしたいと思っておりました。

(委員)

じゃあ、この中の問 1-4 の「セクシュアル・ハラスメント」「パワーハラスメント」とか、そういったところで「ある」と答えた人を分析するという意味ですか。

(事務局)

発表がちょっと足りませんで、申し訳ございません。そういう形でどうかなと思うんですけど。

(委員)

それを分析して、何かこう、意味があるのかなというか、意味がちょっと分からなくて。

例えばそういう被害にあった人というのは、当然、セクシュアル・ハラスメントが問題だというのは、丸をつけると予想をされるわけですが、調査というのが、当然結果が予想されるというところを調査して、それを確認したいのか、それとも何を把握したいのかっていうところが分からないところがありまして。

クロスをするにしても、もっと目的は何なのかというところを一回書いてみて、これによってこれを分析して、こういう施策に活かしていきたいだとかいうところを、目的を一回書いてみると整理されるんじゃないかな、ということを感じました。

(事務局)

そこは注意して、もう一度、これを見直しをさせていただきます。

(会長)

はい、ご意見を踏まえて、クロスの関係につきましては、事務局でもう一回見直しますということでございますが、ほかにございませんでしょうか。

ないようであれば、次の議題のイの「その他」に入ります。

高知県人権施策基本方針に沿った取り組みの概要について、ご説明をお願いいたします。

イ その他

(事務局)

それでは、「その他」としまして、資料5の「高知県人権施策基本方針に沿った取り組みの概要」をご覧ください。

これは、2年ごとにお示しをしております、人権施策に関する県の主要事業を取りまとめたものでございます。

主な内容について、ご説明をいたします。

この概要は、高知県人権施策の基本方針の項目に沿って取りまとめたものとなっております。基本方針に謳われます、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「H I V感染者等」「外国人」に関わる人権問題について、共通する施策で取りまとめたものを、共通事項としてお示しするとともに、各課題別の推進方針に伴う事業を個別事業として、記載をしております。

それぞれ記載の事業は、共通事項と個別事項で、ほとんど事業が重複しておりますので、個別事項の方の年度予算額欄は、ほとんどが再

掲ということになっております。

まず、共通事項といたしまして、4つの施策の項目があります。

1 ページ目から 4 ページ目に渡ります、最初の項目、左の端の欄でございますが、「人権教育・啓発の推進」でございます。この項目をさらに、「人権教育の推進」「啓発活動の推進」「企業内研修の充実」「家庭学習の促進」「人権に関わりの深い職業に従事する職員の人権教育の充実」の5つの分野の推進方針に分けております。

次に 5 ページ目の施策が、「相談・指導体制の充実」でございます。「相談体制の充実や人材育成等」「市町村やNPO等への支援」の2つの分野の推進方針に分けております。

6 ページ目の 3 つ目の施策が、「調査・研究の推進」ということで、効果的な人権施策の研究・開発を行います。

最後の施策が「推進体制」として、人権施策の推進や関係機関との取り組みや連携について、事業を実施しております。

それぞれ担当する課名、事業名、23 年度および 24 年度の当初予算額を記載しております。

共通事項予算額は、平成 21 年度は、約 4 億 5 千万円。22 年度が約 4 億 9 千万円、23 年度が約 5 億 3 千万円、24 年度は約 5 億 6 千万円と、年々増加をしており、高齢者、子どもなどの相談体制の充実が図られております。

次に、各個別事項でございます。

まず、7 ページ目の「同和問題」でございます。「県民の認識の醸成」と「正しい認識を深める教育・啓発の推進」に推進方針が分類されております。

主な事業といたしましては、毎年、7 月 10 日から 20 日の部落差別をなくする運動強調旬間としまして、講演会やパネル展示などを実施しています。ほかにも、人権啓発映画のテレビ放映や啓発資料の作成、配布、新聞掲載などを行っております。

次の 8 ページ目の「女性」につきましては、「両性の尊厳、平等を目指す教育・啓発の推進」「女性への差別の解消に向けた普及・啓発」に分類し、普及・啓発をさらに 5 つの分野に分けて、「雇用の場の男女平等」「地域社会への男女共同参画」「政策等への参画」「女性に対する暴力の根絶」「メディアにおける女性の人権の尊重」を元にそれぞれの課名、事業名、予算額を掲載しております。

この中で、主な事業といたしましては、DV防止に係る講演会の実施や相談業務の充実、男女共同参画セミナーの開催や、地域におけるリーダー人材の養成、さらには啓発冊子の作成・配布などに取り組ん

でおります。

次に、9 ページ目からの「子ども」の欄でございます。「個性や人権を尊重した教育の推進」「社会的関心の喚起・意識・啓発」「生活体験や自然体験の機会の充実」の3つに分類して記載をしております。

主な事業といたしましては、児童虐待防止のための県民啓発、市町村や児童相談所の職員に対する研修や、生徒・保護者・教員等に対する相談業務の充実などに取り組んでいます。

次に、11 ページ目の「高齢者」でございますが、「高齢者に対する理解の促進」と「高齢者の社会参加の促進」の2項目に分類し、「理解の促進」、さらに「心身機能の低下に対する理解と権利擁護などの福祉サービスの周知」の2つの分野に分けております。

また、社会参加の促進は、「ふれあいの機会の充実」と「雇用や社会参加の充実」に分けています。

主な事業といたしましては、認知症の方に係る電話相談の充実や認知症サポーター養成講座の講師養成、さらには高齢者の生きがいくくりなどに取り組んでおります。

次に12 ページ目の「障害者」でございますが、「障害に対する理解の促進」と「障害者の社会参加の支援」に分類し、さらに理解の促進を「交流やふれあいの機会の充実」と「財産管理等の周知」に分け、社会参加の支援を「『ひとにやさしいまちづくり』の推進」と「働きやすい環境の整備」に分けています。

主な事業といたしましては、障害者週間の集いによる県民啓発や電話相談業務の充実、「ひとにやさしいまちづくり」などに取り組んでおります。

次に、同じページの「H I V感染者等」につきましては、「エイズ等についての正しい情報の提供」と「感染予防対策を通じた啓発活動の実施」に分類をしております。

主な事業は、H I V感染症等に関する県民啓発や、感染者に対するカウンセリングの実施、性に関する教育などに取り組んでおります。

最後に、13 ページ目の「外国人」についてでございますが、「外国の文化との交流、国際理解の促進」と「近隣諸国への理解を深めるための知識の普及」に分類をいたしまして、人権啓発相談の実施、日本語ボランティア講師の養成、小学生を対象とした異文化理解のための講座などに取り組んでおります。

以上、簡単でございますが、23 年度及び 24 年度の人権施策の県の主要事業の説明でございます。

所管担当課の方にもおいでいただいておりますので、事業等のご

質問があれば、伺いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

先ほどのご説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、どうぞ。

(委員)

すみません。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

すみません、知らないので教えてください。

12 ページの「障害者」の分野の所で、「ひとにやさしいまちづくり推進事業」があって、「バリアフリーモニターを設置し…」っていうのがあるんですけど、具体的にどういうものなんでしょうか。教えていただけたら。

(事務局)

これは、「バリアフリーモニター推進会議」というものを設置いたしまして、そこに委員の方々に集まっていたいて、「ひとにやさしいまちづくり」のために、いろんなご意見をいただくといったことに関する予算ということになっております。

昨年度もその会の中で、今年度の事業について、いろいろご意見をいただきまして、例えば、障害者の方が県外から高知県に観光に来られた時に、どのような対応が可能かといったところについて、「障害者の方が観光しやすいような高知県という視点で、対策が必要ではないか。」というご意見もいただいて、今年度それに対応した事業も行っております。

(委員)

はい、ありがとうございました。

(会長)

いいですか。ほかにございましたら。

ございませんか。はい、どうぞ。

(委員)

1点だけ確認させてください。

今年の10月1日付けで、障害者虐待防止法が施行されたかと思うんですけど、児童虐待防止の関係については、所管課、事業があって防止についての事業等が書いてあるんですけど、障害者について障害者虐待防止の部分については所管課といいますか。どこか項目に入ってくるということはあるんでしょうか。

(事務局)

県の所管課としましたら、障害者は障害保健福祉課の方が該当になります。10月1日から高知県の方でも、障害者権利擁護センターを設置いたしまして、虐待については、まず一義的には市町村が受付ということになりますので、そこからの結果といったことをお受けするような形で、今、動いております。

現在のところ、高知県の方には4件ほど、虐待ではないかということでご連絡を受けております。そのうち3件については、虐待には当たらないような相談的な内容でして、1件については、今、市町村が調査中というふうな状況になっております。

(会長)

よろしいでしょうか。

ほかにないでしょうか。今日の議題以外でも結構でございますが、何かございましたら。

(委員)

これはなんですかね。今度の来年度予算は、もう編成、始まるわね。

今回の調査の、先取りした目玉みたいなものは考えちゃうかね。この調査のなにて、恐らく県の予算編成が来年度と変わらんとするがです、施策がこのままでいったら。ちょっと新しい今回の、意識調査の感想を反映して、先取りしたような施策というようなことは、これは余談ですよ、それを考えてますかどうか、それと整合性よね。

来年度予算は当然間に合わんと思う、分析しよったら。そしたら再来年の予算にならね。これを完全に活かすという資料にしたらね。だから、その辺のことをつまみ食いして、先、ちょっと行って、ぷつとつけるというのは、そういうことは芸当としてやりますかどうか、

ですね。

（事務局）

正直、まだこのデータ、出たばかりでございまして、各課の方にも1週間くらい前にお渡ししたばかりでございしますので、まだ各課がそこまで、多分、体制ができてないと思います。

ただ、私どもは、来年公表する、実態の公表については、予算を組んでちゃんとやりたいと思っていますので、それで、各課の施策を引き出していききたいと、そういうふうに考えております。

（委員）

ちょっとその辺が遅いわ、行政はのう。それはおたくに限らんけど、えいものがあつたらぱっとやね。

（会長）

前回、高橋委員さんからのご指摘がございましたね、そこは。

（委員）

手順通りやったら、ひとつも。ふざけたものにならあね、資料が活きてこん。新鮮さがなくなる、結局。これはいらんことやけどね。

（会長）

はい、ほかにございませندでしょうか。

はい、どうぞ。

（委員）

地域生活定着支援事業の中に、刑務所と更生施設出所者の方のお話が出ていますけれども、私も最近、保護司の関係でちょっと研修なんかも受けてりするんですけど、非常に再犯の多い傾向が、刑務所から出所して、あと行き場のない、生活のする場所がないという方が、非常に多いというふうに聞いております。

高知には高坂寮という施設があるけれども、6ヵ月しかおれない。その後の行き場というのが、非常に困難になってきて、再犯を繰り返す方も多々いらっしゃるということで、やはりすでに介護が必要な状態になっておられる方もおいでるということで、なかなか自立した生活ができるような状況にはない、ということをお聞きしています。

そういう中で、再犯を防いだり、自立した生活ができるような体制

を整えてあげるには、やはり施設なり、受入場所というのが必要なのではないかなというように思います。

そういう意味で、やはり、ケア付きの生活の場所というものも一定検討していただけたら、今後、犯罪のない町、犯罪のない県、少ない、そういう状態の、安心した暮らしのできる場所ができるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひお考えいただきたいというふうに思います。

(会長)

事務局の方、どうぞございますか。

(事務局)

地域生活定着支援事業ということで、23年度から開始をしております。具体的には、社会福祉士会さんの方をお願いをしまして、実施をしております、3名の体制ということで、今相談を受けて、実際、今年度で14名くらいの事例を対応させてもらっております、個々の案件では、きめ細かな対応はさせていただいておると、いうふうにお伺いしております。

ただ実際、少しでも根本的な、再犯を防ぐというような部分につきましては、基本的には福祉サービスの方に、いかに繋いでいくかということもやっておりますけれども、実際、施設側の整備でありますとか、そういった部分の課題は当然あるかと思っております。

23年度からスタートしまして、少し、徐々にケア数の広がりも出ておりますので、少しまだ浸透具合も、これからかなというふうに思っておりますので、今後、自分たちも一緒になって進めていきたいというふうに考えております。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

はい、ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、時間が大分早うございますが、以上で終わりたいと思います。

ご意見の中で出ました、近藤先生の女性のDV関係の調査、また載せますかね。

(委員)

はい、できれば。

(会長)

所管課の方と再度それは、あとで話し合ってください。

それから、クロスの分析を再検討するということですが、それは再度、委員の皆さまにお送りするかどうか。私は、今日ご欠席ですけれども、南先生も前回、それと同じような発言をされていました。皆さんにお送りした方がいいのではないかと思います。

それらを含めまして、正・副会長と事務局にご一任をいただいて相談させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、以上で会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。